

第2次伊賀市総合計画の概要

1. 総合計画について

平成 23(2011)年 4 月 28 日の地方自治法の改正により、法的には市町村における基本構想の策定義務が無くなりました。

しかし、地方分権の進展により、むしろ地方自治体にはこれまで以上に地域における経営感覚が求められており、各自治体の判断と責任によって、行政内部の組織や財務のマネジメントを行っていく基幹計画として、総合計画の重要性が高まっています。

なお、本市では、「新市建設計画（伊賀市まちづくりプラン）」や同計画に位置づけている「自治のしくみ」を担保した「自治基本条例」を踏まえ、平成 18(2006)年 6 月におおむね 10 年先（平成 28(2016)年）を見据え、市政の目指すべき将来像や基本理念の実現を掲げた、総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するとともに、基本構想に掲げた将来像や基本理念を実現するため、基本目標や具体的な政策を分野別や地区別に取りまとめた、総合計画前期基本計画（計画期間：平成 18(2006)年度～平成 22(2010)年度）を策定しています。

また、前期基本計画については、平成 22(2010)年度をもって計画期間が終了したことから、平成 23(2011)年に、総合計画後期基本計画（計画期間：平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）を策定し、さまざまな施策の推進や事業の実施に取り組んできました。

このたび、市長の施策の方向性や理念（ビジョン）を示すとともに、社会経済情勢の変化や合併特例債の発行可能期限を延長することが可能となる見込みであることなどから、新市建設計画の改定も踏まえた第2次総合計画を策定します。

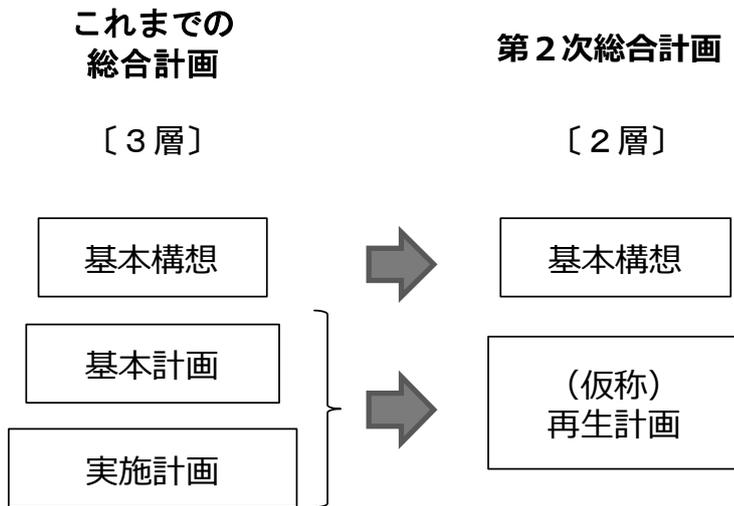
2. 第2次総合計画の策定方針

策定にあたっては、新市建設計画の将来像や基本理念を踏まえながら、これまでの市政を見直し、公平性・透明性のある市民主体の市政運営を基本に、市民の皆さんと共に「誇れる伊賀市」づくりを進めるため、市民目線で分かりやすい「総合計画」の策定をめざします。また、総合計画の進行管理も踏まえ、市政運営における簡素で効率の良い P D C A サイクルの構築をめざします。

- Plan - ビジョン・指針・計画
- Do - 実行（計画の推進）
- Check - 評価（進行管理）
- Action - 改善（進行管理）

3. 第2次伊賀市総合計画の構成

現在策定中の第2次伊賀市総合計画については、めざす市のすがた（将来像）やまちづくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの基本政策を示す、計画期間が概ね10年間の**基本構想**と、基本構想に掲げる将来像を達成するため、基本政策に基づく根幹的な施策や事業を示す、市長の任期に合わせ計画期間を3年間とした、**(仮称)再生計画**の2層構成となっています。

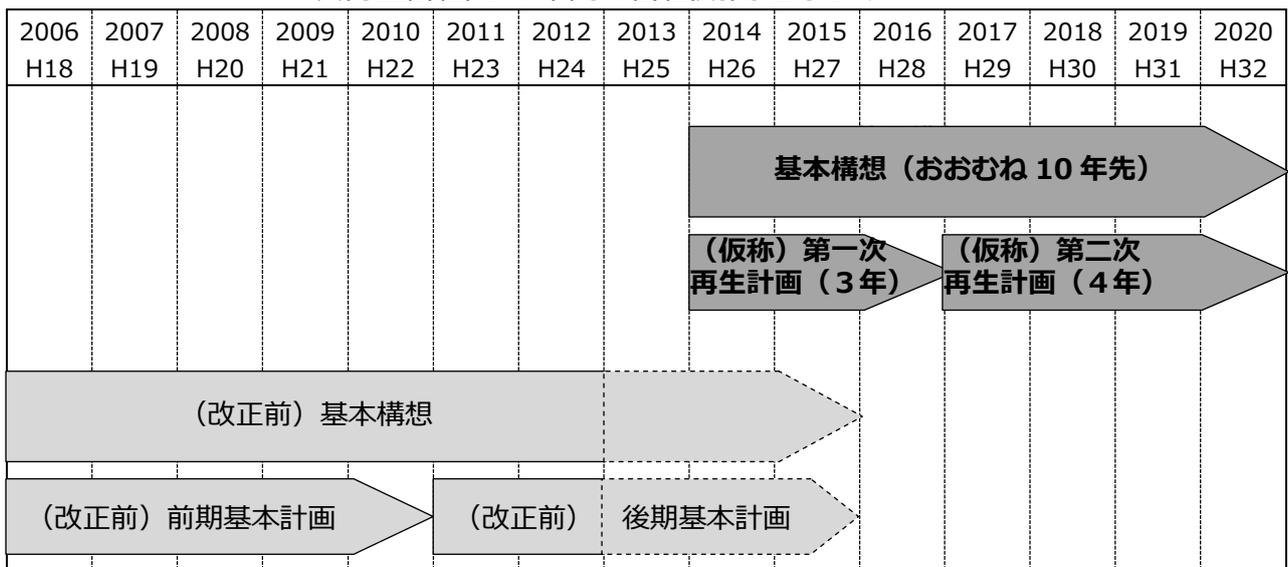


【2層構成のメリット】
 抽象的な構想を具体的な施策と関連づけ掲載することで、計画を具体化させることが可能となり、総合計画の実効性の向上にも繋がります。
 網羅的な事業を掲載している計画を精査し、ビジョンや施策体系、重要度に応じて掲載事業を絞った計画を作ることにより、メリハリのある事業運営が可能となります。

【計画期間】
 計画期間を市長任期と整合することで、社会経済状況の変化に柔軟に対応できるとともに、計画期間中の施策を重点化させ、市長が責任を持って実行に努めることを明確化します。

4. 総合計画の期間

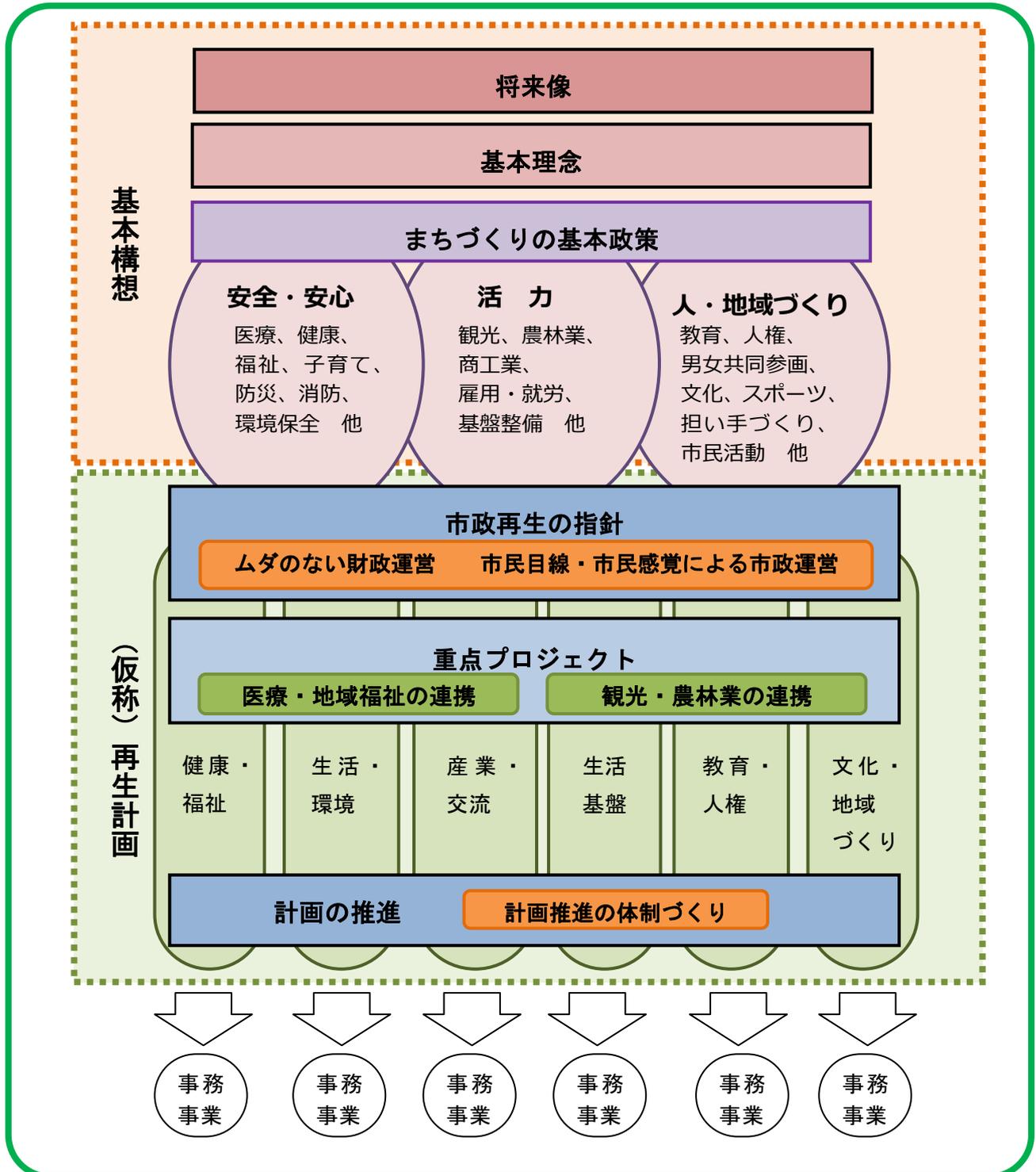
- ・基本構想 2014(平成 26)年度からおおむね 10 年先を見据えたものとします。
- ・(仮称)再生計画 市長の任期を基本とし、(仮称)第一次再生計画を3年間、(仮称)第二次再生計画は4年間の計画期間とします。



5. (仮称) 再生計画

これまでの総合計画後期基本計画では、計画期間を5年間とし、網羅的に「政策・施策を総合化する計画」であったものを、(仮称)再生計画では、総合計画の実効性の向上や重要性などの観点で精査した事業を掲載し、市長の任期中に重点的に取り組むメリハリのある計画とするとともに、「政策・施策をマネジメントする計画」としています。

第2次伊賀市総合計画体系図

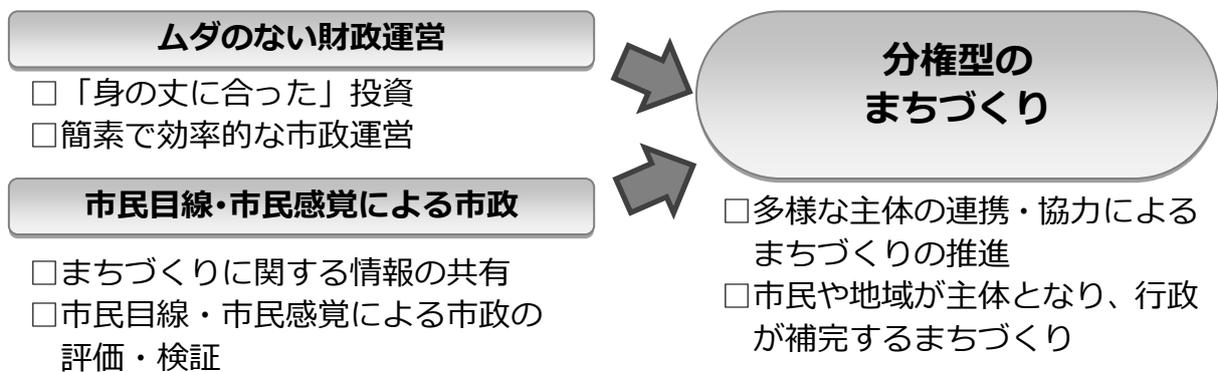


伊賀市政再生のための指針

基本構想で描いた伊賀市の将来像の実現に向けて、3つの基本政策に取り組むうえでは、従来のまちづくりの進め方を見直し、市政を再生することが求められます。

このため、(仮称)再生計画は政策・施策をマネジメントする計画と位置づけ、「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸として、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などあらゆる主体が社会的責任を果たし、力を結集して、連携・協力のもとで分権型のまちづくりを推進します。

「再生」…この計画における「再生」とは、これまでの取り組み方を改善し、ムダを省きながら効率的・効果的な市政運営を行うことはもちろん、市民の期待に応えるべくスピード感を持って取り組むこととしています。



重点プロジェクト

重点プロジェクトは、厳しい財政状況のもと、市長の任期中に特に力を入れて実施していくものを重点的に取り組むものです。

重点プロジェクトでは、3年間でめざす成果と各主体の役割分担を明示しながら、具体的な取組内容を表します。

医療・地域福祉連携プロジェクト

3年間でめざす成果

- 市民が求める安全・安心な救急医療体制の確立
- 地域完結型医療体制の構築
- 地域包括ケアシステムの確立

3年間に実行する取り組み

- ① 救急医療体制の確立
- ② 基幹病院としての上野総合市民病院の機能強化
- ③ 地域医療の充実
- ④ 保健・医療・福祉の連携

観光・農林業連携プロジェクト

3年間でめざす成果

- 観光入込客の増加
- 伊賀市のファンづくり
- 「6次産業化・農商工連携」の推進
- 「人・農地プラン」の作成・管理
- 農林業における多様な担い手の育成・確保
- 森林の整備

3年間に実行する取り組み

- ① 着地型観光の推進
- ② 情報発信の推進
- ③ 6次産業化・農商工連携の推進
- ④ 持続可能な農業の推進
- ⑤ 森林の公益的機能の回復

分野別計画

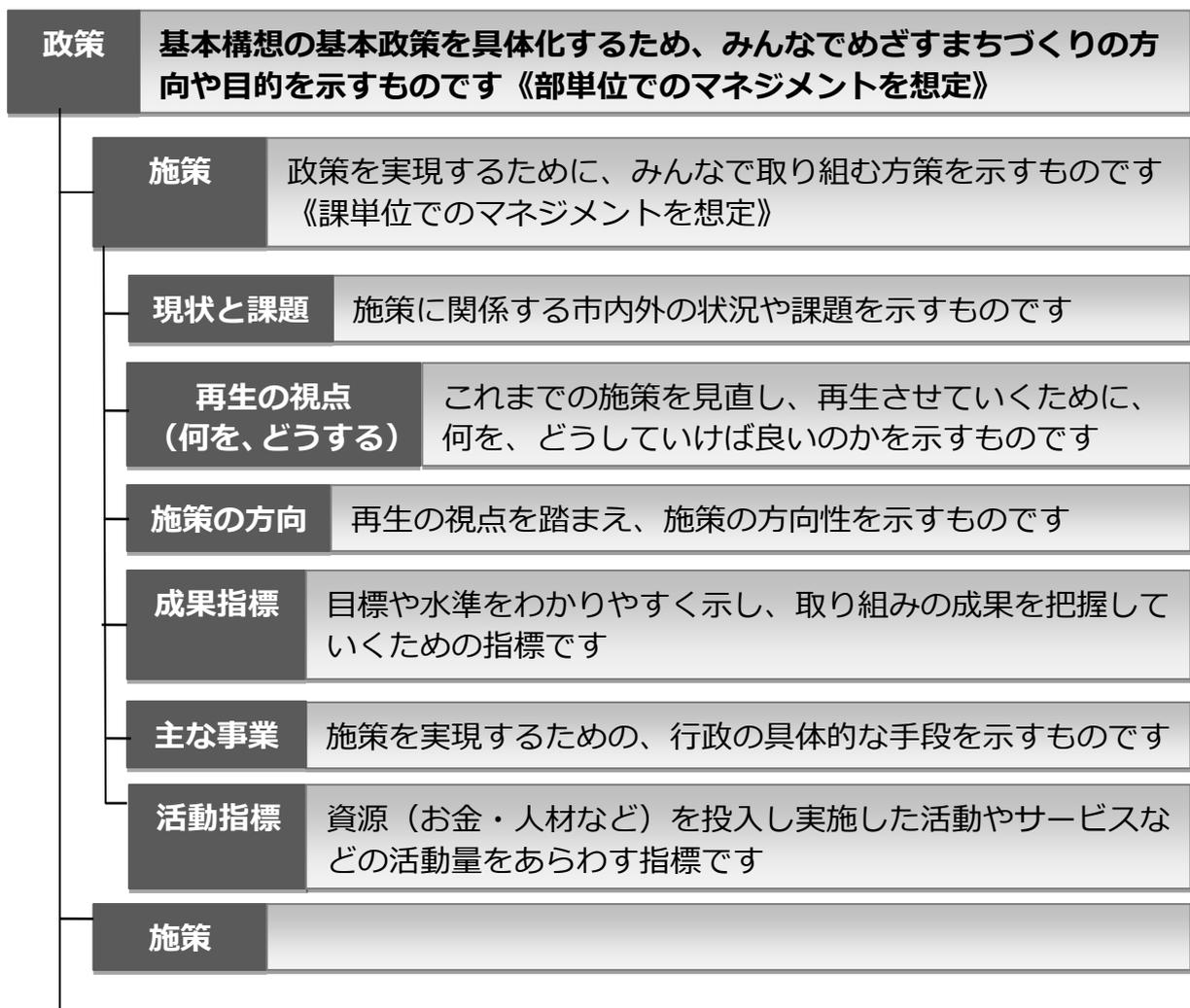
めざす将来像に向けて、基本構想で掲げた「まちづくりの基本政策」を分野別に整理し、市の部・課による効果的な進行管理の下で、(仮称)再生計画を推進します。

なお、(仮称)再生計画に位置づける施策については、法律などに基づいて決められたとおりに実行するものは除き、推進・進行管理すべきものを掲載します。

【6つの分野】

分野名	主な政策・施策
健康・福祉	地域医療、健康、福祉医療、高齢者等福祉、子育て支援 等
生活・環境	防災、消防、環境保全、廃棄物、水道、下水道 等
産業・交流	観光、農林業、中心市街地、商工業、労働・雇用 等
生活基盤	都市計画、住宅、道路、公共交通 等
教育・人権	人権、男女共同参画、校区再編、学校教育、生涯学習 等
文化・地域づくり	多文化共生、文化振興、スポーツ、市民活動、住民自治 等

【政策・施策の構成（考え方）】

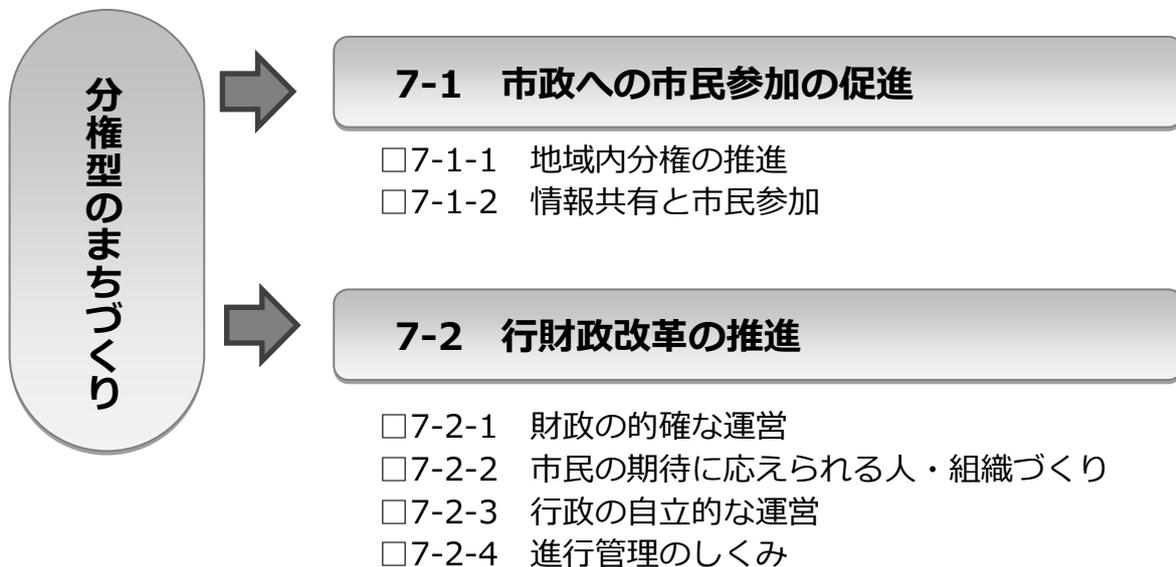


計画の推進

(仮称)再生計画では、基本構想における3つの基本政策を6つの分野に再編し、具体的な政策・施策を記載しています。

伊賀市の再生に向けて、各分野の政策・施策を進める上で、「市政への市民参加」や「行財政改革」の考え方が不可欠であり、各分野に亘り必要となる「しくみ」や「手段」を「計画の推進」として取りまとめています。

なお、計画の推進については、「伊賀市自治基本条例」のもとで、透明かつ公正で開かれた市政運営を進めることを基本としています。



施策番号	主な政策・施策
7-1-1	自治基本条例、協働のしくみ、地域振興 他
7-1-2	広報、広聴、情報公開、市民参加 他
7-2-1	財政運営、補助金等適正化、公共施設 他
7-2-2	職員適正化、人材育成、組織・機構、窓口サービス 他
7-2-3	行政経営マネジメント、庁舎、情報化、広域連携 他
7-2-4	総合計画・各種計画進行管理 他